名称	住所
本部	東京都港区高輪三丁目25番23号
苫小牧事業所	北海道苫小牧市双葉町一丁目1番6号
鹿島事業所	茨城県神栖市東深芝8番地
千葉事業所	千葉県千葉市中央区中央港一丁目9番5号
市原事業所	千葉県市原市千種海岸7番10号
首都圏サーベイセンター	東京都港区芝浦三丁目11番5号
横浜事業所	神奈川県横浜市中区海岸通三丁目9番地
川崎事業所	神奈川県川崎市川崎区宮前町8番13
清水事業所	静岡県静岡市清水区日の出町2番6号
名古屋事業所	愛知県名古屋市港区入船二丁目2番46号
知多事業所	愛知県知多市新知字大内38番1号
大阪事業所	大阪府大阪市港区築港3丁目7番15号
堺事業所	大阪府高石市高師ノ浜一丁目1番地26号
神戸事業所	兵庫県神戸市中央区海岸通一丁目1番地1
姫路事業所	兵庫県姫路市広畑区正門通3の4番地
水島事業所	岡山県倉敷市水島南幸町3番39号
岩国事業所	山口県岩国市麻里布町一丁目4番19号
九州事業所	福岡県北九州市門司区東本町一丁目6番24号

○国土交通省告示第五百六十三号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二十八条第七項において準用する第二十五条の五十の規定に基づき、一般社団法人日本海事検定協会から登録事項の変更の届出があったので、同法第二十八条第七項において準用する第二十五条の六十二第二号の規定により公示する。

平成二十三年五月三十日　国土交通大臣　大畠　章宏

一　一般社団法人日本海事検定協会から変更の届出があった件

危険物の収納、積付けその他の運送及び貯蔵に関する技術的基準への適合性の検査のうち、危険物船舶運送及び貯蔵規則（昭和三十二年運輸省令第三十号）第百十一条に規定する危険物の積載方法その他積付けの検査及び同令第百十二条に規定する危険物のコンテナへの収納方法の検査を行う阪神事業所の変更

㈠　事業所の名称の変更

変更前	阪神事業所
変更後	大阪第一事業所

㈡　変更年月日　平成二十三年四月一日

二　危険物の収納、積付けその他の運送及び貯蔵に関する技術的基準への適合性の検査のうち、危険物船舶運送及び貯蔵規則（昭和三十二年運輸省令第三十号）第百十一条に規定する危険物の積載方法その他積付けの検査及び同令第百十二条に規定する危険物のコンテナへの収納方法の検査を行う事業所の新設

㈠　事業所の新設

名称	所在地
横浜第一事業所	神奈川県横浜市中区海岸通一丁目3番地
神戸第一事業所	兵庫県神戸市中央区新港町10番2号

㈡　変更年月日　平成二十三年四月一日

三　危険物以外の特殊貨物の収納、積付けその他の運送及び貯蔵に関する技術的基準への適合性の検査のうち、特殊貨物船舶運送規則（昭和三十九年運輸省令第六十二号）第十七条第一項に規定する液状化物質の水分の測定及び同令第二十五条第一項に規定する液状化物質の積載方法その他積付けの検査を行う阪神事業所の変更

㈠　事業所の名称の変更

変更前	阪神事業所
変更後	大阪第一事業所

㈡　変更年月日　平成二十三年四月一日

四　登録を受けた者の変更

㈠　名称の変更

変更前	社団法人日本海事検定協会
変更後	一般社団法人日本海事検定協会

㈡　変更年月日　平成二十三年四月一日

○海上保安庁告示第百十一号

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）第九条の十の規定に基づき、社団法人日本油料検定協会から代表者の氏名について、平成二十三年六月一日から次のように変更する旨の届出があったので、同法第九条の二十一の規定に基づき、告示する。

平成二十三年五月三十日　海上保安庁長官　鈴木　久泰

変更する代表者の氏名

変更前	変更後
川本美津雄	山川廣之介

○中国地方整備局告示第百七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年五月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年五月三十日　中国地方整備局長　福田　功

㈠　道路の種類　一般国道

㈡　路線名　九号

㈢　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
益田市向横田町ロ五七番二から同市向横田町ロ一七番一〇まで	前	一五・三〇～一六・八三メートル　〇・三〇〇キロメートル
	後	一五・三〇～二二・九八メートル　〇・三〇〇キロメートル

㈣　図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局浜田河川国道事務所